

請求人 宛て

横浜市監査委員	酒	井	良	清
同	高	品		彰
同	前	田		一
同	清	水	富	雄
同	大	岩	真	善和

住民監査請求に基づく監査について（通知）

令和7年4月7日に受け付けました住民監査請求については、合議により次のとおり決定しましたので通知します。

本件請求は地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」といいます。）第242条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定しました。

（理 由）

法第242条第1項は、普通地方公共団体の執行機関又は職員について、財務会計上の違法若しくは不当な行為又は怠る事実があると認めるときは、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる住民監査請求について規定しています。

1 新システムの開発について

請求人は、「情報公開推進等事業として約8千3百万円もの来年度予算を計上したオンライン情報開示請求システムの開発を中止」することを求めていることから、当該予算に係る公金の支出について述べているものと解されます。

また、令和7年度の「情報公開推進等事業」における「オンライン情報開示請求システム」に係る支出について述べているものと解されます。

しかし、請求人は、「新システムを開発・運用して請求人から手数料を徴収すると、違法な財務会計行為になる」など記載していますが、手数料の徴収は法令に基づき行うものであり、システムの開発に係る支出が違法又は不当である理由を示しているとはいえません。

2 手数料の徴収を怠る事実について

請求人は、「財産の管理を怠る事実」として、「手数料を取り損ねている」と述べてお

（裏面あり）

り、また、「開示文書の」「電子データのコピー」に関する手数料について、「2023 年 3 月まで」と時期を記載しています。

請求人は、情報公開制度における手数料について様々に述べ、「5 財産の管理を怠る事実」として、2023 年 4 月から手数料の徴収が行われていることを理由に、2023 年 3 月以前に「手数料を取り損ねている」ことを違法又は不当と主張しています。

一般に、手数料の徴収は法令に基づき行うものですが、本件に関連すると思われる「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」（以下、「情報公開条例」という。）について確認したところ、情報公開条例の一部を改正する条例（令和 4 年 12 月 28 日施行）において、情報公開条例第 18 条第 1 項に「写しの交付を受けるものは、別表に定める額の手数料を納めなければならない。」、また、別表に「ページ数がある電磁的記録 1 ページにつき 10 円」等規定され、令和 5 年(2023 年) 4 月 1 日から施行されたことが認められます。

請求人は、2023 年 3 月以前に前述の手数料を徴収していないことを財産の管理を怠る事実と主張していると解されますが、法令上の根拠が存在しない手数料を徴収することはできないため、これを怠る事実があるとはいえないことは明らかであり、違法又は不当である理由を示しているとは考えられません。

なお、手数料に関するものを含む条例の制定等は、地方公共団体の議会で審議・決定される行政運営上の行為であり、財務会計上の行為ではありません。

以上のことから、本件請求は、法第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしていないと判断しました。